諮問番号：令和３年度諮問第５０号

答申番号：令和４年度答申第３０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年８月９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、一部を認容し、本件処分のうち令和元年６月の医療扶助費に係る費用返還決定処分について取り消し、その余の部分については棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）審査請求人について

審査請求人の母（以下「母」という。）と審査請求人は、同一世帯（以下「本世帯」という。）として、世帯主である母において生活保護を受けていた。

審査請求人は、現在○○才で、○○○○を有しており、○○○○○○○○○の交付を受け、障害年金（月あたり約６万５千円）を受給しているが、審査請求人の将来のことを考えると現在のうちから自立生活の基盤を築いていく必要がある。

このたび、審査請求人は、審査請求人の○○（以下「Ａ」という。）の遺言によって遺産（以下「本件遺産」という。）の遺贈を受けたが、Ａは、審査請求人の将来のことを慮り、審査請求人の今後の生活のために本件遺産を審査請求人に遺贈したものである。

なお、審査請求人の成年後見人（以下「Ｂ」という。）は、本件遺産を活用して審査請求人の自立生活の基盤を築いていくため、審査請求人が母と別居して生活するべく、支援を行っていく予定である。

（２）世帯の認定について

生活保護における世帯の認定については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）において、「同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため１年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき」には、世帯分離して差し支えないことが示されている。

審査請求人は母に対して生活保持義務を負うものでなく、前記（１）のとおり、これから審査請求人の自立生活の基盤を築くため、今後、母とは別居して生活する予定である。

したがって、上記の局長通知やその趣旨に基づき、本世帯については世帯を分離し、今後は母についてのみ一人世帯として保護が実施されるべきものである。

（３）法第６３条について

　ア　法第６３条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定めている。

しかし、本件では、前記（１）のとおり、審査請求人は本件遺産を活用して自立生活の基盤を築くべく、今後、母とは別居して生活するため、本世帯は世帯分離が認められるべきであり、法第６３条との関係においても、そのことが考慮されるべきである。

その観点から、Ａが亡くなって以降に支給された保護費のうち、母が一人世帯であったとした場合に支給された保護費相当分については、法第６３条に基づく返還（以下「法第６３条返還」という。）の対象から外されるべきである。

これまで、本世帯には住宅扶助費のほか、月額約６万円の生活扶助費が支給されてきたようであるが、審査請求人が受給している障害年金が本世帯の収入として認定されているため、母が一人世帯であったとした場合に支給された生活扶助費は、月額６万円より上回ることになるものと思われ、これまで本世帯に支給されてきた保護費は、専ら、母の生活を扶助するためのものであったと捉えることができる。

　イ　法第６３条返還については、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還すべきものとされており、その返還額を定めるにあたっては、世帯の現在の生活状況および将来の自立助長を考慮すべきものとされているところである。

　　　審査請求人に対し、Ａの死亡後に本世帯に支給された保護費を本件遺産から返還するよう命ずることは、審査請求人に対して母の扶養義務を負わせ、本件遺産をその扶養義務の履行のために充てさせることになるものである。

しかし、審査請求人は、母に対して生活保持義務を負う関係になく、また、○○○○を有していることから、支援を受けるべき立場にある者であって、本件遺産は、審査請求人の自立生活を助長するためにこそ活用されるべきものである。

ウ　以上から、本件遺産は、法第６３条返還の対象とされるべきではない。

（４）医療扶助分の返還について

ア　処分庁が本件処分により返還を求めている額には、医療扶助分として１　４９万１２６０円が含まれているとのことであるが、当該医療扶助分は、母が受けた医療に係る費用の全額に相当するものである。

医療費については、仮に生活保護を受給していなければ、国民健康保険により、医療費の３割以下を負担するのみで済むものである。

法第６３条返還は、生活保護の受給者（以下「受給者」という。）が資力を有しながらその資力を活用できないために生活保護を受給した場合に、資力を活用できるようになったときに、その間に受給した保護金品の金額の範囲内で返還をさせるものである。

当初から資力が活用できていれば、医療費は国民健康保険によって医療費の３割以下の負担で医療を受けることができたものであり、資力が活用できなかったがために、本来なら負担する必要のない分についてまで受給者が負担を強いられるべき理由はない。

本件処分は、本来なら負担する必要のない医療費相当分を受給者に負担をさせるものであることから不当である。

　イ　我が国では、国民皆保険制度のもと、全ての国民は、健康保険もしくは国民健康保険制度に基づく保険料と自己負担額の範囲内の負担のみで医療を受けることができる権利を保障されている。

国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号） が第６条第９号において、受給者を被保険者から除外する趣旨は、受給者は、法に基づく医療扶助により、受給者自身の経済的負担なく医療を受けられることが前提であると解され、受給者が不正受給をしていたような場合は別として、法第６３条返還によって医療扶助の全額を受給者に負担させられることは想定していないと解すべきである。

　　　また、健康保険制度においては、保険料についても、その所得に応じた負担額が定められており、低所得者については保険料の負担額も低く抑えられることになる。

国民が生活保護を受給することになる場合は、健康保険制度における保険料を支払う資力すらない場合であり、受給者は、国民の中で最も経済的に因窮した状態にある者ということができる。

全額の医療扶助の返還を求めるというのは、国民の中で最も経済的に困窮した状態に置かれた者について、全ての国民が保障されているはずの健康保険制度に基づく範囲内の負担で医療を受けられる権利を奪った上、医療費の負担について、健康保険制度のもとであれば３割までの負担で済むところを、その全額を負担させるというものである。

「最後のセーフテイネット」と位置づけられる生活保護を受けざるを得なくなった国民が、医療を受ける必要が生じたときに、なぜ、その医療費の全額を負担しなければならなくなるのか。

そのような事態は、健康保険制度及び生活保護制度のいずれにおいても、その趣旨・理念に著しく反するものである。

（５）憲法第１４条違反について

生活保護を受給していた者に資力が生じた場合、その資力が直ちに活用可能であれば、その時点で生活保護は廃止され、医療については国民健康保険によって医療を受けることになる。

他方、資力が直ちに活用できない場合は、資力を活用できるようになるまでの間、生活保護は継続され、医療については法に基づく医療扶助で受けることになる。

本件処分は、受給者（本世帯）に資力が生じたものの、その資力を直ちに活用できなかった場合に、その間に支給された医療扶助について、その費用の全額の返還を求めるものである。

仮に本件処分を是とするならば、受給者は、自らに生じた資力が直ちに活用可能なものであれば、国民健康保険を使用し、その保険料と自己負担額のみの負担で医療を受けることができるにもかかわらず、自らに生じた資力が直ちに活用可能でなければ、医療を受けるにはその費用の全額を負担しなければならないことになる。

しかし、資力の内容によっては、それを直ちに活用できない場合があるのであり、そのことは受給者によって左右し得るものではなく、受給者が左右し得ない事情によって、医療費の全額を負担しなければならない場合が生じることは不合理であり、そのような不合理を生じさせることは、健康保険制度及び生活保護制度の趣旨・理念に反するのみならず、法の下の平等を定める憲法第１４条にも反するものと言わなければならない。

（６）裁判例について

ア　医療扶助費の全額の返還を求めるとした決定を違法であるとして取り消した令和２年６月８日東京高等裁判所判決（判例タイムズ１４７８号３１頁。以下「令和２年東京高裁判決」という。）は、「社会保障制度が複雑に並立している中で、同条（法６３条）で費用返還をするに当たっても、各制度との関係に意を払い、制度間の間隙によって国民に不当な不利益を負わせないように配慮すべきは当然であり、同条により返還すべき額を定めるに当たっても、上記のように健康保険制度等との格差等の事情も十分に検討すべきである。」とし、「生活保護法の運用に当たっても我が国の社会保障制度全体の中でその運用を考えるべきであり、後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失しており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない」と判示する。

上記の判示は、本件にも当てはまるものである。

　イ　令和２年東京高裁判決でも引用される、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）は、法第６３条返還について、原則として支給済みの保護費の全額を対象とし、返還額から控除できる場合を限定する取扱いを記すものであるが、令和２年東京高裁判決は、平成２４年課長通知に記される取扱いについて、「こうした取扱いに合理性があるのは、公費を原資とする保護費による利得を被保護者にそのまま保持させることが補足性を要件とする同法の趣旨目的に反し、また、保護費の全額を返還させたとしても、同法による措置の過程を通じてみれば、保護の決定を経て、一旦支給を受けた保護費の分だけ後に返還を求められるだけのことであり、通常であれば、被保護者に格別の不利益を生じることは想起できないからであると考えられる」とした上で、「これに対して、多額の医療扶助を含む保護費が支給されており、しかも、保護の決定自体が職権で行われている本件返還決定のような場合にあっては、保護費の全額の返還を求めることにより、被保護者に予想外の不利益を与え、衡平に反する措置となっていないか、生活保護法の趣旨目的に反する結果となっていないかなどの点について慎重な検討を要する」と判示する。

　 令和２年東京高裁判決の基本的な趣旨は、多額の医療扶助を含む保護費が支給されている場合に保護費の全額の返還を求めることは、平成２４年課長通知において想起されていたような通常の場合とは異なり、「被保護者に予想外の不利益を与え、衡平に反する措置となっていないか」、「生活保護法の趣旨目的に反する結果となっていないか」などの点について慎重な検討を要するという点にある。

そして、令和２年東京高裁判決は、「同法は、困窮に応じて国民に必要な保護を与えることを目的としていることからすれば、同法による措置を通じて国民に広い意味での便益を提供することを本旨とするものであって、被保護者に多大な経済的不利益を与えること、ましてや十分な説明を受けず、その理解を得ないままに、そうした不利益を与えることを容認しているとは考えられず、同法６３条により返還すべき額を定めるに当たってもこうした観点からの考慮は不可欠なものと解するのが相当である。本件にあっては、（中略）は資力の活用がかなわず、受給した保護費により生活費・医療費を賄ったのであるから、保護費を一時的に利用したという意味では一定の便益を享受したとみる余地があるにせよ、保護費の全額の返還を求められれば、その便益に到底見合わない経済的不利益を強いられることになるのであるから、その場合には実質的には便益の提供と評価することはできず、同法の趣旨目的に反する事態といわざるを得ない」と判示している。

上記の判示から、令和２年東京高裁判決の基本的視座は、医療扶助費の全額返還を求めることは被保護者に多大な経済的不利益を与えるもので、法が容認しているとは考えられないという点にあり、医療扶助費の全額返還を求めることは、保護費支給に際して説明をしていたかどうかに関わらず、法の趣旨目的に反する事態であると捉えていることがわかる。

ウ　また、令和２年東京高裁判決は、「資力を有しながら当面その活用ができず、急迫の事情があるとして保護を開始された者にあっては、本件返還決定のように全額の返還が求められた場合、後期高齢者医療の被保険者となった後も、事後的にその填補を受けるなどの法律上の手当てがなく、他にその負担を求償・転嫁する手段も存在しないため、被保護者がその全額を最終的に負担する結果となって、その不利益は著しいものとなり得る」、「社会保障制度が複雑に並立している中で、同条（法第６３条）で費用返還をするに当たっても、各制度との関係に意を払い、制度間の間隙によって国民に不当な不利益を負わせないように配慮すべきは当然であり、同条により返還すべき額を定めるに当たっても、上記のように健康保険制度等との格差等の事情も十分に検討すべきである。」、「生活保護法の運用に当たっても我が国の社会保障制度全体の中でその運用を考えるべきであり、後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失しており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない」と判示している。

上記の判示は、判決の根幹をなすものであって、保護費支給に際して説明がなされているかどうかに関わらず、医療扶助費の全額返還を求める取扱いに対して一般的に当てはまるものである。

エ　前記ウのとおり、令和２年東京高裁判決の中で、被保護者に説明がなされないまま不利益を課せられたということは、当該判決の結論を補強する付加的な事情の一つとして位置づけられているものである。

令和２年東京高裁判決の基本的な趣旨は、医療扶助費の全額返還を求めることは、法の趣旨目的に反する事態であるという点にあるが、保護費の支給に際して十分な説明をして理解を得ていれば医療扶助費の全額の返還を求めてもかまわないとするものではない。

保護費の支給に際しての説明の有無が問題となり得るのは、生活保護を受けずに医療を受けられる方法が他にある場合である。この点に関し、令和２年東京高裁判決は、「保護の実施機関にあっては、実務上、公的な低利・無利子の貸付金を利用した方が本人の自立に役立つなどとして、資力があるにもかかわらず保護を受けようとする者に対して、生活保護法６３条の取扱いを十分に説明して理解を得ることを求めている」ことを指摘しており、公的な低利・無利子の貸付金を利用するなどすることにより、生活保護を受けずに済む方法があるのであれば、その方法について説明されたかどうかということが問題となり得る。

もっとも、上記のような説明が十分になされたならば、困窮者があえて生活保護の受給を希望するということは考えられず、実際に他の方法があるのであれば、保護の実施機関は、生活保護の補足性の原則から生活保護の支給を認めないであろう。

したがって、保護が実施される際に十分な説明がなされたとして医療扶助の全額返還が認められる場合というのは、通常はほとんど考えられないことから、令和２年東京高裁判決の判示とその結論は、広く一般的に当てはまる内容なのである。

オ　本件は、資力がありながら活用できない状態で保護受給を開始したのではなく、もともと長年にわたり生活保護を受給してきた中で世帯員が相続により資力を有するに至ったものである。

相続が発生したからといって、公的な低利・無利子の貸付金の利用などができたわけでなく、その時点で生活保護を受給せずに医療を受けられる他の方法があったわけでもない。

医療扶助の全額返還を求める本件処分は、違法なものとして取り消されなければならない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分についてみると、処分庁は、審査請求人が本件遺産を受領したことから、Ａの死亡日である平成２９年１月２５日を資力発生日とし、同日から令和元年６月３０日までに本世帯で受給した保護費３，９１１，０６１円について、法第６３条返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、①本件遺産を活用して審査請求人の自立生活の基盤を築くため、今後、母と別居して生活する予定で、本世帯については世帯を分離し、今後は母についてのみ一人世帯として保護が実施されるべきであり、本件処分においてもそのことが考慮されるべきであることから、資力発生日以降に支給された保護費のうち、母が一人世帯であったとした場合に支給された保護費相当分については、返還の対象から外されるべきである旨、②審査請求人に対し、資力発生日以降に本世帯に支給された保護費について本件遺産から返還を求める本件処分は、母に対して生活保持義務を負う関係のない審査請求人に対して母の扶養義務を負わせるものであり、本件遺産は返還の対象とされるべきではない旨主張する。

しかし、法第１０条及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第１のとおり、生活保護は世帯を単位として実施されるところ、審査請求人は本件処分に係る本件遺産の資力発生日から本件処分に至るまでの間において、母と同一世帯として保護を受給していたものであり、たとえ審査請求人が受領した本件遺産であっても、世帯の収入として認定の対象となるものであり、審査請求人の主張は採用できない。

（３）審査請求人は、医療費については、仮に生活保護を受給していなければ、国民健康保険により医療費の３割以下を負担するのみで済むものであり、当初から資力を活用できていれば、医療費は国民健康保険によって３割以下の負担で医療を受けることができたにもかかわらず、資力を活用できなかったがために、本来なら負担する必要のない分についてまで受給者が負担を強いられるべき理由はなく、本件処分は、本来なら負担する必要のない医療費相当分まで受給者に負担をさせることになるものであり不当である旨を主張する。

しかし、法第６３条返還の対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助等のように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助（医療の給付）など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解されているため、返還額に医療費１０割分が含まれるのが相当であり、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、令和２年東京高裁判決は、「社会保障制度が複雑に並立している中で、同条（法６３条）で費用返還をするに当たっても、各制度との関係に意を払い、制度間の間隙によって国民に不当な不利益を負わせないように配慮すべきは当然であり、同条により返還すべき額を定めるに当たっても、上記のように健康保険制度等との格差等の事情も十分に検討すべきである。」とし、「生活保護法の運用に当たっても我が国の社会保障制度全体の中でその運用を考えるべきであり、後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失しており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない」と判示しており、当該判示内容は本件にも同様に当てはまるものであり、本件処分も同様に取り消されるべきである旨を主張する。

しかし、令和２年東京高裁判決に係る事案は、保護の決定に際し、法第６３条の返還義務について保護受給者の理解を得ないまま職権で保護の決定が行われたもので、職権により保護を開始されたものではない本件とは事情を異にするものであり、令和２年東京高裁判決を本件処分に当てはめ、本件処分も同様に取り消されるべきである旨の審査請求人の主張は採用できない。

さらに、審査請求人は、令和２年東京高裁判決において、被保護者に説明がなされないまま不利益を課せられたということは、判決の結論を補強する付加的な事情の一つとして位置付けられているものであり、令和２年東京高裁判決の基本的な趣旨は、医療扶助費の全額返還を求めることは法の趣旨目的に反する事態であるという点である旨主張する。

令和２年東京高等判決の基本的趣旨が審査請求人の主張するものであるかどうかは措くとしても、本件においては、審査請求人はＡから受領した本件遺産として預貯金及び株式計約２，６００万円に加え、土地及び家屋を受領したこと、本件処分による返還額は３，９１１，０６１円であったことが認められ、本件遺産から返還額を控除しても、審査請求人には約２，２００万円の金銭と土地及び家屋が残ることを鑑みると、本件処分により医療費の全額の返還を求めることが、審査請求人の自立を著しく妨げるとは言えない。

（４）なお、平成２４年課長通知のとおり、法第６３条返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害される場合として、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額を返還額から控除して差し支えないと定めている。

本件においては、①令和元年７月１８日、処分庁は、審査請求人等に対し、審査請求人が別居するための転居費用等について、見積書等の提出があれば世帯に対する返還金の控除分として検討することが可能であり、自立更生に必要となる費用がある場合は、書面で提出してほしい旨記載された書面を送付したこと、②同月３０日、処分庁からの架電に対し、審査請求人は同月２９日時点で自立更生に関する見積もりなどはない旨を回答したこと、③同月３１日、処分庁は、同月１日付けで本世帯の保護を廃止することを決定したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、本件処分にあたり、審査請求人に対し、自立更生について、転居費用等の具体例を示しながら控除の検討が可能である旨の説明を行ったが、審査請求人からその申し出がなかったことから、自立更生控除を行うことなく資力発生日以降に支給した保護費全額を返還額として決定したもので、処分庁の判断に誤りは認められない。

（５）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年　３月　８日　　　諮問書の受領

令和４年　３月１０日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月２４日

口頭意見陳述申立期限：３月２４日

令和４年　４月２８日　　　第１回審議

令和４年　５月２６日　　　第２回審議

令和４年　６月３０日　　　第３回審議

　令和４年　７月　４日　　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和４年８月８日付け○○○第２６９号。以下「処分庁回答」という。）

令和４年　７月２１日　　　第４回審議

令和４年　８月２５日　　　第５回審議

令和４年　９月２８日　　　第６回審議

令和４年１０月２６日　　　第７回審議

令和４年１１月２１日　　　第８回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条第１項は、保護の補足性の原則を規定しており、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と定めている。

（３）法第５条は、法の解釈及び運用を規定しており、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（４）法第１０条は、世帯単位の原則を規定しており、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。

（５）法第６１条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

（６）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（７）次官通知第１は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。（後略）」と記している。

　　　なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（８）生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第１０問１２は、「法第２６条の規定により保護の（中略）廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。」について、答として、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第２６条の規定により保護の（中略）廃止を行なうこととなるが、保護を（中略）廃止すべき場合は、原則として、次によられたい」とし、保護を廃止すべき場合として２の（１）及び（２）を示し、そのうち（２）は、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。なお、以上の場合における保護の（中略）廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の（中略）廃止を決定した日の属する月の３か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の（中略）廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から３か月までの間にかかる保護の費用について、法第６３条（中略）の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の（中略）廃止を行なうこと。」と記している。

　　　なお、課長通知は、処理基準である。

（９）平成２４年課長通知１（１）は、法第６３条返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、「次に定める範囲」として①から⑥を示し、⑥は、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」と記している。

（１０）生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３の５の「法第６３条に基づく返還額の決定」の答（１）は、「法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記し、答（２）は、「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。（後略）」とし、「次の範囲」としてアからオを示し、オは、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」と記している。

（１１）問答集問１３の６の「費用返還と資力の発生時点」の答（２）は、「被保護者が財産を相続することとなったが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合」の法第６３条返還の請求の対象となる資力の発生時点について、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第８８２条、第８９６条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第９０９条）とされている。したがって、法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」と記している。

（１２）問答集問１３の１５の「遺産相続と費用返還」の答は、二人暮らしの母子のうち、世帯分離された子が遺贈を受けた場合の設問について、「世帯分離は、本来同一世帯として把握されるべき世帯を、世帯員の相互関係からみて生活実態における社会通念上又は世帯の自立助長を図る観点から別世帯と擬制する措置であるので、設問のような場合には、子に対し相当額の遺産が遺贈されたのであり、かつ、資産保有の限度を超えるものであるから、世帯分離措置を解除し、母と子とを同一世帯として認定する措置をまず講ずるべきであろう。子が多額の資産を有するようになり、これを活用すれば母の医療費は当分の間十分賄えるにもかかわらず、一旦世帯分離措置を行ったからとして母の医療を生活保護でみることは社会通念上許されないからである。（後略）」と記している。

（１３）民法（明治２９年法律第８９号）第７０３条は、「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（中略）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」と定めている。

（１４）国民健康保険法第５条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と定めている。

（１５）国民健康保険法第６条は、「前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としない。」とし、次の各号として第１号から第１１号を規定し、第９号は、「生活保護法（中略）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者」と定めている。

（１６）国民健康保険法第７条は、「都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。」と定めている。

（１７）国民健康保険法第９条第１項は、「世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。」と定め、同条第２項は、「世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。」と定めている。

（１８）国民健康保険法第３６条第１項は、「市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。（後略）」とし、次の各号として、「１　診察」、「２　薬剤又は治療材料の支給」、「３　処置、手術その他の治療」、「４　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」、「５　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」と定めている。

（１９）国民健康保険法第５４条第１項は、「市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。（後略）」と定め、同条第２項は、「市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。（後略）」と定めている。

（２０）国民健康保険法施行規則（昭和３３年厚生省令第５３号）第３条は、「法〔国民健康保険法〕第６条各号のいずれにも該当しなくなつたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、１４日以内に、前条第１項各号に掲げる事項（中略）を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。」と定めている。

（２１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５９条は、「歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額（中略）を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答によれば、以下の事実が認められる。

（１）昭和５４年６月２１日付けで、母は処分庁に対して保護の開始申請を行い、処分庁は、同日付で母の保護を開始した。

　　　また、昭和６０年１１月○○日、審査請求人が出生し、同日付で、処分庁は、母の世帯員として審査請求人の保護を開始した。

（２）平成２９年１月２５日、Ａが死亡した。

（３）令和元年５月２４日、処分庁は、Ｂから電話により審査請求人が本件遺産を受け取った旨の報告を受けた。

（４）令和元年５月２９日、Ｂは処分庁に対して、本件遺産に係る収入申告書（以下「本件収入申告書」という。）を提出し、本件遺産は審査請求人の自立に必要であるため、全額受け取れるようにしたい旨を伝え、処分庁の担当者はＢに対して、本件遺産は、法第６３条返還となる見込みである旨を説明した。

なお、本件収入申告書には、審査請求人の収入として、「遺贈を受けた預金等」「約２，６００万（うち約１０００万は株式で２０１８年１２月２８日時点の評価）」と記載され、Ｂ名義の普通預金通帳の写し及び○○○○○○証券株式会社が発行した取引残高報告書の写しが添付されている。

また、上記普通預金通帳には、振込金等として、平成３０年９月１４日付けで１５，１３３，１７５円が、同月２０日付けで３０４，０００円が、同月２６日付けで７０８，７２１円が記帳され、上記取引残高報告書は、作成基準日が同年１２月２８日であり、「お預かり資産評価額合計」として「株式　９，９３３，２００円」が記載されている。

（５）令和元年７月１８日付けで、処分庁は、Ｂあてに、本世帯の法第６３条返還に係る文書（以下「本件返還文書」という。）を送付した。

　　　なお、本件返還文書には、問答集問１３の５答（２）オを示した上で、審査請求人が今後、アパートなどに転居するにあたっての初期費用・引越し業者に支払う費用等についての見積書等の書面を提出すれば、それらの額を本世帯に対する返還金の控除分として検討することが可能であり、自立更生の費用について、実際に必要となる費用がある場合は、書面で、令和元年７月２９日午後５時までに提出するよう求め、期限内に提出がない場合は、必要経費はないものとして考える旨が記載されている。

（６）令和元年７月３０日、処分庁はＢに電話を行い、Ｂから同月２９日時点で提出できる自立更生に係る見積もりがないことを確認した。

また、令和元年７月３０日付けのケース記録票には、本世帯に係る法第６３条返還について、「成年後見人〔Ｂ〕が管理していた事により、主〔母〕及び長○〔審査請求人〕は収入があったことを直近まで知りえなかった。遺贈金は預貯金として入金されたままであり、不正の意図はあったと判断出来ないことから、下記の通り法第６３条を適用し、返還金を決定する。なお、自立更生経費の案内をしたが、申し出は無かった。」とし、返還決定理由として「主の○〔Ａ〕の遺贈金を長○が受け取ったため」と、資力の発生日としてＡが死亡した「平成２９年１月２５日」と、返還対象期間として「平成２９年１月２５日～令和元年６月３０日」と記載されている。

（７）令和元年７月３０日及び同年８月２日付けで処分庁が作成した審査請求人に係る「保護費認定額台帳」には、審査請求人の平成２９年１月から令和元年６月までの「医療請求額」の合計は１，４９１，２６０円と記載され、同月分の「医療請求額」は６３，１７０円と記載されている。

（８）令和元年８月９日付けで、処分庁は、課長通知第１０問１２答２（２）の本文に示される「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき（以下「課長通知本文」という。）」に該当するとし、同年７月１日付けで本世帯の保護を廃止する決定（以下「本件保護廃止処分」という。）をした。

（９）令和元年８月９日付けで、処分庁は、平成２９年１月２５日から令和元年６月３０日までに本世帯で受給した保護費の返還を求める本件処分を行った。

（１０）令和元年１１月８日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件処分に至る経緯について

　ア　前記２に基づき本件処分に至る経緯についてみると、①審査請求人は、Ａが平成２９年１月２５日に亡くなったことから、平成３０年９月１４日以降、約２，６００万円の本件遺産を受領し、②審査請求人の成年後見人であるＢは、令和元年５月２９日付けで本件収入申告書を処分庁に提出したことが認められる。

　　　そして、処分庁は、③本世帯に対して課長通知本文を適用し、令和元年８月９日付けで、同年７月１日付けで本世帯の保護を廃止する本件保護廃止処分を決定した上で、④資力の発生時点である平成２９年１月２５日（前記１（１１）参照）から令和元年６月３０日までに本世帯で受給した保護費の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

　イ　なお、保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

保護の廃止については、前記１（８）のとおり、課長通知第１０問１２答２（２）において、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき〔課長通知本文〕。」と示された上で、「なお、以上の場合における保護の（中略）廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。」とし、「ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の（中略）廃止を決定した日の属する月の３か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の（中略）廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から３か月までの間にかかる保護の費用について、法第６３条（中略）の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の（中略）廃止を行なうこと。（以下「課長通知ただし書」という。）」と示されている。

本世帯の保護を要しなくなった日（平成３０年９月１４日）の属する月が、　本世帯の保護の廃止を決定した日（令和元年８月９日）の３か月以前となるため、処理基準に基づいて保護の廃止を行う場合、課長通知ただし書が適用され、本世帯の保護は、令和元年６月１日付けで廃止されることとなるが、本件保護廃止処分により同年７月１日付けで廃止されていることが認められる。

ウ　そこで、当審査会から処分庁に対して、課長通知ただし書を適用せずに、令和元年７月１日付けで本世帯の保護を廃止する本件保護廃止処分を行った理由及び根拠について質問したところ、処分庁回答は、①本件遺産について同日付けで収入認定を行い、本件返還文書を送付した上で、自立更生費に係る書類の提出期限を案内し、②Ｂから自立更生費に係る書類の提出は行わない旨の回答を得ているため、課長通知本文を適用し、同年８月９日に本件保護廃止処分の決定を行ったというものであった。

（２）法第６３条の解釈と運用について

ア　法第６３条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。

その趣旨は、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（法第１条参照）に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

このような法第６３条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品、すなわち自立更生費の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであると解される。

そして、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきである。

イ　法第６３条の前記趣旨を踏まえ、費用返還決定を違法であるとして取り　消した裁判例として、平成２６年３月１１日福岡地方裁判所判決（賃金と社会保障１６１５・１６１６号１１２頁）、平成２９年２月１日東京地方裁判所判決（裁判所ウェブサイト）等がある。また、行政実務では、費用返還決定の取扱いについて、前記１（９）の平成２４年課長通知や前記１（１０）の問答集が参照されているが、これらは、法第６３条の前記趣旨を踏まえて運用されなければならない。

ウ　以下、処分庁の本件処分に係る裁量権の行使が裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものと評価されるか否かについて検討する。

（３）世帯の認定等について

審査請求人は、前記第２の１（２）のとおり、①本件遺産を活用して自立生活の基盤を築き、母と別居して生活する予定であり、本世帯については世帯を分離して母の一人世帯として保護が実施されるべきであり、本件処分においてもそのことが考慮されるべきであること、②本件処分は、母に対して生活保持義務を負う関係のない審査請求人に対して母の扶養義務を負わせるものであり、本件遺産は返還の対象とされるべきではない旨主張する。

法は、前記１（４）のとおり、法第１０条において、保護の要否及び程度を判断する場合の単位として世帯を原則とすることを定めている。その趣旨は、各個人の経済生活は通常世帯を単位として営まれており、保護を必要とする生活困窮という事態は、世帯員のある特定人についてあらわれるものではなく、世帯全体に同じ程度においてあらわれるからと解されている。

そして、世帯の認定については、前記１（７）のとおり、次官通知第１において、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することと示されている。

また、世帯分離と法第６３条返還については、前記１（１２）のとおり、問答集１３の１５において、世帯分離は、本来同一世帯として把握されるべき世帯を世帯員の相互関係からみて生活実態における社会通念上又は世帯の自立助長を図る観点から別世帯と擬制する措置であり、例えば、入院している母と高等学校を卒業し働く子の二人の世帯において、世帯分離された子に相当額の遺産が遺贈された場合、当該遺産を活用すれば母の医療費は当分の間賄えるにもかかわらず、世帯分離を理由に母の医療を生活保護でみることは社会通念上許されないとし、世帯分離を解除し二人を同一世帯とする措置を講ずるべきである旨が示されている。

上記の処理基準及び問答集は、法第１０条及び法第６３条の趣旨に照らして合理的なものと言え、本件処分において本世帯の世帯分離を考慮しなかったことが、前記（２）アの法第６３条の趣旨に照らして妥当性を欠くとは言えない。

（４）医療扶助の返還について

　ア　審査請求人は、前記第２の１（４）のとおり、医療費については、仮に生活保護を受給していなければ、国民健康保険により３割以下の負担で済み、また、当初から資力を活用できていれば、国民健康保険によって３割以下の負担で済むものであるところ、本件処分は、当初から資力を活用できなかった審査請求人に対して本来なら負担する必要のない医療費相当分の負担を求めているため、不当である旨主張する。

また、前記第２の１（５）のとおり、受給者に資力が生じた場合、当該資力が直ちに活用可能であれば、その時点で保護が廃止され、その後の医療費は国民健康保険によって一部負担されることになるが、当該資力が直ちに活用できない場合には、保護の廃止に至るまで医療扶助が支給され、保護の廃止後に、その費用の全額の返還を求められることになり、資力の内容によって左右されることは、不合理である等主張する。

　　　法第６３条の「金額の範囲内」については、現物給付の場合は、これを金銭に換算して返還するものであると解されており（小山進次郎著『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』全国社会福祉協議会昭和５０年３月１日発行６５０頁）、法第６３条返還の対象となる「その受けた保護金品に相当する金額」の範囲内には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助等のような現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して費用返還の対象額を算出するものと解される。

　　　また、生活保護制度は、保護の補足性の原則を定めた法第４条において、その利用し得る資産等をその最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、急迫の場合や資力のあるものの直ちに活用できない事情がある場合に適用され得るもので、資力があることを確定した際は、当該資力の発生時期に遡って法第６３条に基づき費用返還を求めるものである。

　　　したがって、本件処分において医療費相当分、すなわち、医療扶助を含む保護費の返還を求めたことが、前記（２）アの法第６３条の趣旨に照らして妥当性を欠くとは言えない。

　　　なお、前記２のとおり、審査請求人の普通預金通帳には、振込金として、平成３０年９月１４日付で１５，１３３，１７５円が記帳されている。しかしながら、Ｂから処分庁に本件遺産を受領した旨の電話による報告が行われたのは令和元年５月２４日であり、また、本件収入申告書が処分庁に提出されたのは同月２９日であったことから、処分庁は、約８か月間、審査請求人が本件遺産を受領した事実を知り得なかったことが認められる。

仮に、審査請求人が法第６１条に基づき、処分庁に対して速やかに本件遺産を受領した旨の届出を行っていた場合、処分庁は平成３０年９月１４日付けで本世帯の保護を廃止し（課長通知第１０問１２参照）、審査請求人は同日付で国民健康保険の被保険者の資格を取得できていたとも考えられる（国民健康保険法第６条、第７条参照）。

審査請求人は、当初から資力を活用できていれば、国民健康保険によって３割以下の負担で済む旨主張するが、本件遺産の一部を受領した平成３０年９月１４日には資力が活用できる状態にあったと言え、同日以降、自らが法第６１条に基づき速やかに届出義務を履行することにより早期に国民健康保険の被保険者となって療養の給付を受けることができたとも言える。

　イ　次に、審査請求人は、前記第２の１（６）のとおり、令和２年東京高裁判決に照らして、本件処分において、医療扶助を含む保護費の返還を求めたことが法の趣旨目的に反する旨等を縷々主張する。

　　　しかしながら、令和２年東京高裁判決は、資力を有している者に対する保護決定に際して、給付される医療扶助について将来その全額の返還を求められ、被保護者が著しい経済的不利益を被ることになるのに、この点について説明や理解のないまま、保護の決定が職権で行われ、後期高齢者医療の被保険者からも除外された事案において、保護費を一時的に利用したという便益に到底見合わない経済的不利益を強いられることとなれば、実質的には利便の提供と評価することはできず、法がこうした事態を、不利益の内容につき十分な説明をし、その理解を得ることのないままに保護の決定が行われたような場合にも容認しているものと解することはできない旨判示したものである。

本件においては、資力を有する者について職権で保護が開始されたものではない。また、前記アのとおり、処分庁は、審査請求人から速やかに本件遺産を受領した旨の報告がされなかったために、審査請求人に対して国民健康保険の被保険者の資格の取得に係る説明を早期に行い得なかったものである。さらに、保護費を一時的に利用したとは到底言えない審査請求人に不利益が生じると解せるとしても、その程度にも違いがあり、令和２年東京高裁判決とは事案を異にするため、審査請求人の主張は、直ちに採用できない。

（５）本件処分について

ア　受給者が財産を相続した場合、法第６３条返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解され、被相続人死亡時以降支給された保護費が法第６３条返還の対象となる。

また、保護の廃止に伴い生じる保護費の返還義務は、当該保護の廃止日前の分に係る保護費については法第６３条により生じ、当該保護の廃止日以降分の保護費については民法第７０３条により生じることとなる。

イ　本件についてみると、処分庁は、本件保護廃止処分において令和元年７月１日付けで本世帯の保護を廃止し、Ａが亡くなった平成２９年１月２５日を資力の発生時点として同日から令和元年６月３０日までに本世帯で受給した保護費を法第条６３条返還の対象とした上で本件処分を行っていることが認められる。

保護の廃止については、前記１（８）のとおり処理基準が定められているが、当該処理基準に基づき本世帯の保護を廃止した場合、保護の廃止日は令和元年６月１日となり、法第６３条返還の対象は、平成２９年１月２５日から令和元年５月３１日までに本世帯で受給した保護費となることから、本件処分と１月分の差異が生じる。

なお、法定受託事務に係る処理基準の性質は、事務を処理するに当たっての「よるべき基準」であり、地方公共団体（処分庁）は、それに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものである。

処分庁が処理基準をそのまま適用せずに本件保護廃止処分を行った理由等は、前記（１）ウのとおりであるが、当該理由等からは、本世帯に処理基準が適用されない特段の事情があったことは認められない。

ウ　また、前記２（７）のとおり、令和元年６月分の本世帯に係る医療扶助費は６３，１７０円であることから、当該医療扶助費相当額は、本件処分によって全額が法第６３条返還の対象となっていると言える。

国民健康保険の被保険者の資格は、前記１（１６）、（１７）のとおり、保護が廃止となったときから生じ、医療費等の療養費の払い戻しは、前記１（１９）のとおり定められていることから、処分庁が処理基準に基づき本世帯の保護を令和元年６月１日付けで廃止した場合、同日付けで国民健康保険の被保険者の資格を取得することとなる。同月分の医療扶助費に係る返還義務は、民法第７０３条により生じ、財務処理上、地方自治法施行令第１５９条に基づき戻入することになるが、療養費については、一部の負担（審査請求人の主張する医療費の３割以下の負担）を除き、保険者から払い戻しを受けることができた可能性は否定し得ない。

そこで、当審査会から処分庁に対して、本世帯の保護の廃止日を検討する際に、母に医療扶助があったことを考慮、又は検討したかについて質問したところ、処分庁回答は、医療扶助を考慮すべき法的根拠がないため、格別に考慮、又は検討はしていないというものであった。

エ　しかしながら、処分庁は、本件保護廃止処分において処理基準と異なる保護の廃止を行った場合、国民健康保険の被保険者の資格の取得に遅延が生じることを容易に認識でき、また、本世帯に医療扶助費を支給していることから、前記ウで述べた療養費の払い戻しの可能性を予見できる立場にあったことが認められる。このことから、処分庁は、本件処分に際し、法で予定された事務処理によらず、独自の見解により本世帯の保護の廃止日を定めたことによって、審査請求人に不利益を与えるおそれがあるといった本件の特殊性について、注意を払う必要があった。

また、令和２年東京高裁判決が判示するように、社会保障制度が複雑に並立している中で、法第６３条返還を行うに当たっても、各制度との関係にも注意を払い、制度間の間隙がある場合には、国民に不当な不利益を負わせないよう、慎重な配慮が必要であると言える。

以上のことに鑑みれば、処分庁は、返還額の決定に係る裁量的判断の過程において、信義則上、次の点を考慮しなければならなかった。

すなわち、①処分庁が処理基準と異なる保護の廃止日を決定したことによって、本世帯は、国民健康保険の被保険者の資格の取得が令和元年６月１日から同年７月１日となり１月の遅延が生じること、②国民健康保険の資格の取得が遅延することによって、同年６月分の療養費の払い戻しの機会を失するおそれが生じることを考慮すべきであったと言える。

しかしながら、処分庁は、本件処分の判断の過程において、これらの考慮すべき事項を考慮しておらず、考慮の結果によっては、本件処分において返還額が異なった可能性は十分あった。

以上述べたところにより、本件処分の判断過程において考慮すべき事項を考慮していない結果、その内容の一部が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであったと認められ、処分庁の判断の一部に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったと言わざるを得ない。

（６）結論

　　　以上のことから、本件処分は一部を認容とし、本件処分のうち令和元年６月の医療扶助費に係る費用返還決定処分については裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法であり、取り消されるべきであり、その余の部分については棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子